

報道関係者 各位

事後審査型制限付一般競争入札におけるくじのやり直しについて

この度、事後審査型制限付一般競争入札のくじにおいて、以下のとおり誤りが生じたためご報告いたします。今後二度と誤りが生じないように、再発防止に努めます。

1. 対象工事

- 工事名 四条畷駅前東線道路整備工事
- 入札方式 事後審査型制限付一般競争入札
- 開札日 令和6年9月30日
- 予定価格 394,753,700円

「事後審査型制限付一般競争入札」とは、開札後、落札候補者に対して入札参加資格の審査を行い、適格者を落札決定する入札制度です。

2. 概要

上記工事において、落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上となったため、令和6年9月30日にくじを実施し、その結果を公表しましたが、当該入札手続きにおいて誤りがあることが判明しましたので、くじをあらためて実施します。

3. 誤りの内容

入札参加者19者のうち、電子入札システムが入札参加要件を満たしていないことを理由に無効と判断した1者の入札について、同システムが無効と判断した場合においても、職員が最新の情報を用いて、その判断が正しいことを確認する必要がありましたが、確認作業を失念し、本来は有効であった入札を無効として落札候補者を決定したため、誤った結果となったものです。

4. 再発防止策

入札手続きについては、発注者と受注者の信頼関係のもとに成り立っていることから、今後このようなことが起こらないよう、チェック機能の強化を図ると共に、より細心の注意をもって作業を行うことで、再発防止に努めてまいります。